

## 販売する動物用医薬品の区分を掲載した書類

具体的な品目について掲載する必要はなく、「指定医薬品」又は「指定医薬品以外の医薬品」と記載する。

特定販売を行う医薬品の区分を記載した書類についても同様。

注意 1. 指定医薬品については、店舗管理者が薬剤師でなければ取り扱うことはできません。

注意 2. 特例店舗販売業の許可申請の場合は、「指定医薬品以外の医薬品」と記載して下さい。

注意 3. 取り扱おうとする動物用医薬品が指定医薬品に該当するか不明な場合は、製造販売業者又は農林水産省畜水産安全管理課に照会してください。